

特定非営利活動法人 リトルリーグ北関東連盟 会則

第1条 (役員)

1. 特定非営利活動法人リトルリーグ北関東連盟（以下、「本法人」という）は、次の役員を置く。
 - (1) 理事
理事長 1名、副理事長 若干名、事務局長 1名、事務局次長 若干名、事務局員 若干名、専門部長 若干名、常任理事 若干名、その他理事 若干名
 - (2) 監事
監事 1名
2. 本法人役員として、他に会長・副会長を置くことが出来る。
3. 役員を選出
 - (1) 事務局長・事務局次長、事務局員は、理事長の任命による。
 - (2) 専門部長は、専門部会の推薦により理事長が承認し、理事としてその任に当たる。
 - (3) 理事長は、その他理事を任命することができる。
4. 役員の任務
 - (1) 事務局長は、理事長の指示を受けその事務に当たるとともに、他の役員の連絡調整を行う。
 - (2) 事務局次長は、事務局長の補佐に当たり、次の職務を行う。
本法人の予算及び決算の総括、支出入の管理
リトルリーグの普及発展に関すること
理事会における意思の反映及び理事会決定事項・報告事項の周知徹底
本法人事業の企画・運営に関すること
その他、本法人事務の関係の総括
 - (3) 専門部長は、専門部を統括し、本法人事業の運営に当たる。
5. 会長・副会長
 - (1) 会長・副会長は、理事長が委託する。
 - (2) 会長・副会長は、重要な事項に関し理事長の諮問に応える。

第2条 (旅費等)

役員、スタッフ対し状況に応じ旅費、交通費及び経費等を支出する事が出来る。それらの支出条件・金額等については次に定める。

(旅費・交通費)

- (1) 公共・公営の交通機関を利用する場合は実費を支出する。
- (2) 自動車の移動に関しては片道 10km 以上もしくは往復 20km 以上の場合、原動機の如何によらず、1 台につきガソリン価格 20 円/km に走行距離 (km) を乗じて算出した金額を支出する。
他者の自動車に同乗の場合は、支給しない。
- (3) 道路通行料金、駐車料金は、ETC 利用証明書や領収書に明記された金額（実費）を支出する。
(宿泊費)

原則として実費を本法人において宿泊先、旅行代理店等の口座に振込み支出するものとする。

第3条 (謝礼金)

- (1) 審判、競技、広報の各スタッフに対して 1 人 1 日あたり 10,000 円を上限とした謝礼金を支給する

事ができる。

(2) グラウンド管理者に対して1人1日あたり10,000円を上限として謝礼金を支給する事ができる。尚、謝礼金の金額は助成金の受給状況や本法人の財務状況により決定する。また第3条の各謝礼金は雨天中止順延となった場合も同一日として支出する。

第4条 (借料)

(1) 本法人主催の大会会場の借料は実費精算とする。

(2) 本法人が、大会に参加するリーグのグラウンドを借料した場合、1会場1日あたり10,000円を上限とした額を支出する事ができる。

尚、借料の金額は助成金の受給状況や本法人の財務状況により決定する。また第4条第2号および第4条第3号の借料は雨天中止順延となった場合も同一日として支出する。

第5条 (慶弔・見舞金)

慶弔見舞金を次に定める。

(1) (対象・範囲)

本法人役員・関係者に関する社会通例の慶弔に対し支出する。

(2) (見舞金)

公式試合において、全治一か月程度とみられる傷害を受けた選手・指導者・役員に対し見舞金を支出する。

見舞金の額は、10,000円を上限とする。

(3) (祝金)

祝典に対し、祝金を支出する。

祝金の額は、10,000円を上限とする。

(4) (慶弔金)

慶弔に対し、社会通例の基準に基づき慶弔金を支出する。

慶弔金の額は、10,000円を上限とする。

(5) (その他の支出)

理事長の事前の承認により、慶弔金・祝金・見舞金等を支出する場合もあるものとする。

第6条 (助成金)

本法人の主催する大会において、参加したリーグから助成金申請があった場合、理事会承認により、助成金を支出する事ができる。助成金の額は、50,000円を上限とする。

第7条 (渉外費)

社会通例の基準に基づき、理事長の事前の承認をもって渉外費実費を支出することができる。

第8条 (協賛金)

関連団体の事業に本法人が賛同するときは、理事会において理事の三分の二以上の議決をもって協賛金を支出する。協賛金の額は、理事会にて決定する。

第9条 (その他の経費)

その他、本法人の運営に必要な消耗品費、会議費、事務費、印刷費、通信費等の費用を支出できる。

第10条 (表彰等)

本法人の目的及び事業等に対し顕著な功績があったと認められる個人、団体および後援者に対し謝意を含め表彰する。

第11条 (会則の改廃)

会則の改廃は、理事会において理事の三分の二以上の議決をもってする。

2021年11月	施行
2022年2月	名称変更
2022年6月	改定実施
2022年11月	改定実施
2023年5月	改定実施
2023年12月	改定実施
2024年4月	改定実施
2024年6月	改定実施
2024年11月	改定実施